

知多半島総合医療センター直行タクシー運用方法の一部変更、追加について

運用方法（6月17日協議からの変更点：色塗り箇所）

■利用者

- ・利用者登録は不要。ただし、乗車時に利用者本人の現住所を証する次の a ~d の書類のいずれかの提示を必須とする。
 (a. 運転免許証、b. マイナンバーカード、c. その他書類、氏名と住所が記載された書類 2 点、d. DV 被害等により、やむを得ず住民票を半田市に移動することができない者は、半田市から交付した利用証明書。)

↓

- ・利用者登録は不要。ただし利用者は、乗車時に利用者本人の氏名、住所等を利用票に記載し、利用票に記載された氏名、住所を証する次の a または b の書類のいずれかの提示する必要がある。
 (a. 氏名と住所が記載された書類 1 点（運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、障害者手帳、在留カード、などを始め、住民票、年賀状、ダイレクトメール、年金振込通知書、など本人以外の個人、または会社、機関が発行したものであれば、形態や発行元は問わない。） b. DV 被害等により、やむを得ず住民票を半田市に移動することができない者は、半田市から交付した利用証明書。)

■予約方法

- ・タクシー事業者への電話予約。※タクシー配車アプリでの予約不可。
- ・利用日の 7 日前から予約可。
- ・知多半島総合医療センタータクシー乗降所停車中の車両に限り、電話予約なしで、知多半島総合医療センター直行タクシーとして利用することができる。

知多半島総合医療センター 直行タクシー 利用票			乗務員	
■日時	令和	年 月 日	時 分	
■氏名				
■自宅住所 半田市				
■乗車場所 自宅 ・ 知多半島総合医療センター				
注意事項 ・ 発着地は、自宅もしくは知多半島総合医療センターに限りま す。ルートの指定はできません。 ・ 記載した氏名住所の確認書類をドライバーに提示します。 ・ 上記項目ほか、運用ルールを順守いただけない場合は本来運賃 満額お支払いいただきます。				
○注意事項について同意し、利用します。 ☐ （枠内チェック）				

注意事項を読んでもらって同意の上、
利用してもらおうとします。

知多半島総合医療センター 直行タクシー 利用票			乗務員	
■日時	令和	年 月 日	時 分	
■氏名				
■自宅住所 半田市				
■乗車場所 自宅 ・ 知多半島総合医療センター				
注意事項 ・ 発着地は、自宅もしくは知多半島総合医療センターに限りま す。ルートの指定はできません。 ・ 記載した氏名住所の確認書類をドライバーに提示します。 ・ 上記項目ほか、運用ルールを順守いただけない場合は本来運賃 満額お支払いいただきます。				
○注意事項について同意し、利用します。 ☐ （枠内チェック）				

**知多半島医療センター直行タクシー
利用証明書**

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

発行者 半 田 市 

**知多半島医療センター直行タクシー
利用証明書**

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

発行者 半 田 市 

**知多半島医療センター直行タクシー
利用証明書**

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

発行者 半 田 市 

**知多半島医療センター直行タクシー
利用証明書**

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

発行者 半 田 市 

**知多半島医療センター直行タクシー
利用証明書**

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

発行者 半 田 市 

**知多半島医療センター直行タクシー
利用証明書**

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

発行者 半 田 市 

**知多半島医療センター直行タクシー
利用証明書**

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

発行者 半 田 市 

**知多半島医療センター直行タクシー
利用証明書**

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

発行者 半 田 市 

(新半田病院)

自宅⇄知多半島総合医療センター 医療センター直行タクシー



始まります！ 令和7年4月1日～

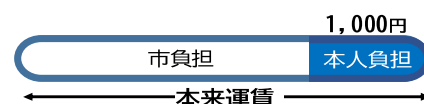
1,000円
1乗車

医療センター直行タクシーについて

半田市民に限り、タクシーの電話予約、または知多半島総合医療センターのタクシー乗降所から乗車することで、「自宅」⇄「知多半島総合医療センター」を、片道1,000円で移動することができるタクシーサービスです。

※知多半島総合医療センター：半田病院移転後の名称

※利用料1,000円を除く残りの運賃分は、後日半田市がタクシー会社に支払い



■運行 毎日9時～16時（迎車可能時間）

■予約 毎日9時～16時（受付時間）

受付窓口

名鉄知多タクシー(株) ☎0569-37-1112

安全タクシー(株) ☎0569-21-0685

※当日予約可、事前の予約は利用日の7日前から可

■利用料金 1,000円/1台

■移動区間 自宅⇄知多半島総合医療センターの往復に限る

注意点

詳しくは裏面をご覧ください。



- ・小学生未満のお子さんのみでの利用はできません。
- ・車両の空き状況により、希望時間に予約できない場合があります。
- ・ご利用上のルールを順守いただけない場合は本来運賃を満額ご負担いただき

問合せ 半田市都市計画課 (☎84-0628)

ご利用方法

☆ご利用いただける方

○半田市内に住民票を有する方（一部、やむを得ない理由で住民票を移せない方は、事前に利用証明書の発行が必要です（以下「②乗車する」を参照）。）

○小学生以上であること（小学生未満の方は保護者同伴でご利用ください）。

①電話予約もしくは、知多半島総合医療センターのタクシー乗降所で利用申し出る

○以下のタクシー会社へ電話し、「医療センター直行タクシーの利用」である旨を伝えます。（タクシー配車アプリでの予約はできません）

○氏名、住所、電話番号、出発地、利用日時、利用人数を伝えてください。

※発着地として指定できるのは、自宅、知多半島総合医療センターのみです。経路の指定はできません。

※「当日利用」の予約、「今から利用」の予約も可能ですが、車両に空きがあり、配車可能な場合に限りしますのでご注意ください。

★知多半島総合医療センターのタクシー乗降所で停車中の、以下のタクシー会社の車両に限り、電話予約不要で医療センター直行タクシーとして利用することができます。

名鉄知多タクシー(株)	☎ 37-1112	安全タクシー(株)	☎ 21-0685
-------------	-----------	-----------	-----------

②乗車する

○利用者が半田市民であることを確認します。タクシー車両に備え付けの医療センター直行タクシー利用票に氏名、住所などの記入をお願いします。

○氏名と住所が記載された書類（以下参考）を確認しますので、ご準備して乗車してください。

下記のいずれかの方法で確認します。

①氏名と住所が記載されたもの1点	運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、障害者手帳、在留カード、などを始め、住民票、年賀状、ダイレクトメール、年金振込通知書、など本人以外の個人、または会社、機関が発行したものであれば、形態や発行元は問いません。
②半田市発行の利用証明書	DV被害者等のように、半田市に居住実態があるものの、やむを得ず住民票を半田市に移すことができず、上記の書類を準備できない者に対し発行するもの。

★やむを得ない理由で①がご準備できない方は、②利用証明書発行についてご案内しますので、都市計画課窓口または電話でご相談ください。

③運賃を支払う

○目的地に到着したら、運転手に利用料金（片道1,000円）を支払ってください。

★上記のご利用上のルールを順守いただけない場合は、本来運賃を満額ご負担いただきますので、ご承知おきください。

路線バスなどの公共交通情報は半田市ホームページから

